

## 「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新	旧
<p>別添 看護師等養成所の運営に関する手引き 第1～4 （略） 第5 教育に関する事項 1 （略） 2 <u>授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成にあたっては、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては別表3及び別表3-2を参照すること。</u> 3 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度とすること。 4 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。 ただし、<u>臨時実習の時間数</u>については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあつては、6時間を超えることがあつても差し支えないこと。 5 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。 6 助産学実習において、分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。 7 <u>指導要領第五-4-(1)における看護実践の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要領等で明確にすること。</u> 8 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。</p>	<p>別添 看護師等養成所の運営に関する手引き 第1～4 （略） 第5 教育に関する事項 1 （略） 2 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度とすること。 3 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。 ただし、<u>実習時間</u>については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあつては、6時間を超えることがあつても差し支えないこと。 4 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。 5 助産学実習において、分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。 6 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。</p>

9 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。

第6 (略)

第7 実習施設等に関する事項

1～7 (略)

8 看護師養成所及び准看護師養成所における実習施設としては、病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

9 (略)

第8 (略)

第9 管理及び維持経営に関する事項

1 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

2 指導要領第8-4にいう評価は、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書(平成15年7月25日)等を参照すること。

第10 (略)

別表 (略) ※別表1～3については資料5、6、7-1、7-2として示している。

7 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。

第6 (略)

第7 実習施設等に関する事項

1～7 (略)

8 看護師養成所及び准看護師養成所における実習施設としては、病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

9 (略)

第8 (略)

第9 管理及び維持経営に関する事項

運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

第10 (略)